

## 東住吉区災害時医療救護体制検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 区長は、大阪市地域防災計画及び災害時医療救護活動ガイドライン並びに東住吉区地域防災計画に基づき、東住吉区の災害時医療救護体制について、意見交換・情報共有を図るとともに、関係機関が連携し、迅速かつ有効な災害時医療救護体制を構築することを目的として、東住吉区災害時医療救護体制検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (協議事項)

第2条 検討会議における協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時における医療救護体制及び活動に関すること。
- (2) 医薬品等の備蓄・供給に関すること。
- (3) その他検討会議において検討が必要とされること。

### (組織)

第3条 検討会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は東住吉区長とする。
- 3 検討会議の構成員は、別表に掲げる関係機関等の長とする。

### (会議)

第4条 検討会議は、議長が招集する。

- 2 議長に事故あるときは、議長が指名した構成員をもって、その職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に検討会議への出席を求めることができる。
- 4 構成員は必要に応じて議長に検討会議の開催を求めることができる。

### (ワーキング会議)

第5条 検討会議の円滑な運営を図るため、検討会議の下に実務担当者で組織するワーキング会議を開催する。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、東住吉区役所保健福祉課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年8月31日から適用する

## 別表

東住吉区医師会

東住吉区歯科医師会

東住吉区薬剤師会

東住吉区保健福祉センター